

# 幕末期千歳丸・健順丸の上海派遣等に関する清国外交文書について

—台湾中央研究院近代史研究所所蔵「總理各國事務衙門清档」(一八六二～六八年)—

黄栄光

史料編纂所では四年ほど前からワーキンググループを作り、東アジア各国に所在する前近代日本関係史料の予備的調査と情報収集にあたってきた。以下に紹介する史料は、松澤克行助手が台湾中央研究院近代史研究所を調査した際にコピーで収集したものである。同調査は二〇〇〇年度および二〇〇一年度に、COE形成基礎研究費「前近代日本史料の構造と情報資源化の研究」（研究代表者：石上英一教授）によつて行われた。ワーキンググループでは、かねて研究協力をいただいていた黄栄光氏（当時東京大学大学院人文社会系研究科大学院生、現・对外経済貿易大学講師）に、史料の分析と翻訳をお願いした。同史料の存在はすでに、北海道大学の川島真助教授によつて紹介されているが、日本史研究者にその全文が明らかになるのはこれが初めてである。貴重な研究成果をお寄せいただいた黄氏に感謝したい。

（東アジアWG・保谷記）

ここに紹介する史料は一八六二～一八六八年の期間に行われた、日本と清国の外交を反映する清国側の史料である。この中には、上海を訪れた一八六二（同治元）年の千歳丸、一八六四（同治三）年の健順丸、一八六八（同治七）年にイギリス領事を通して送られてきた長崎奉行および明治政府の外国管事役所責任者沢宣嘉の書簡に対する清国側担当官吏の対応、意見が時系列的に整理されている。史料的には清朝總理各國事務衙門の清档<sup>(1)</sup>に分類される。この史料を最初に取り上げたのは川島真氏<sup>(2)</sup>であった。以下川島氏の説明をふまえながら補足紹介をする。

一八六二年、千歳丸が上海へ渡航したとき、日本側は上海における通

商と通商事務を管理するための領事館の設立に対する道台の許可を求めた。日本の対外貿易の利益を西洋商人にことごとく占められている現状を道台に訴え、その利益の一部を日本商人の手に帰させようとするのが目的であると言つた。上海税関（清国では江海關あるいは江南海關と称する）を管轄する道台吳煦は日本側の態度を善意ととらえ、無約国、すなわち上海に限つての貿易と、領事館設立を許可しようとしたが、その上司である通商大臣薛煥は無約のオランダが日本人をつれてきたことに反発し、吳の意見に賛成しなかつた。当時江蘇巡撫である李鴻章も当事者の一人であり、薛と同様の意見であった。總理衙門は状況に応じて妥

当に処理せよという曖昧な指示を出して、現場の官僚の判断を要求した（史料一）。

一八六四年、健順丸が上海に到着したとき、日本人を道台役所に連れてきたのはイギリス領事であった。江南海関道台代理應宝時は前任者の調査結果をふまえ、一七八一（乾隆四十六）年の江海關則例にある「東洋商船出入口貨税律」を前例にあげて、日本貨物として通関・納税の手続きを取らせた。前回オランダ貨物として通関した日本側にとつてこれは大きな進歩であった。しかし、箱館奉行支配調役山口錫次郎をはじめとする日本側は貿易をするのにとどまり、領事館設立の要求も出さなかつたから、清国側も一回限りのこととして処理した（史料二）。

一八六八年、イギリス領事を通して江南海關に送られてきた長崎奉行河津伊豆守の書簡は新しい要求を出してきた。一時渡航者や、商業經營・学術の伝習等のために上海に居留する者を管理するために、「路照」（パスポートを指す）を検査する印章を道台に渡そうとした。これに対しても、道台應宝時は日本商人の輸入を許可して、これを管理する規定を日本側と別途交渉して制定するという措置を提言した。しかし、翻訳文が原文の意味<sup>(3)</sup>を正確に伝えられなかつたことから、その上司である曾国藩は通商を営むのは良いが、学術の伝習という言葉の意味を日本側に質すべきで、そして「路照」を検査するための印章を受け取つてはならないと指示した。さらに、総理衙門は日本商人の上海貿易を管理する定款が無約国の前例や、シャム商船納稅章程、あるいは日本に行つた清国商人に対する日本側の管理規定を参考してよいとした。この状況のなかで、應は日本側に返事を出して、一八六四年健順丸の上海貿易を許可したことを前例にあげた。そして学術を伝習することの意味をたずねた。と同時に、総理衙門と通商大臣の指示にしたがつて、應は日本へ貿易を行つたことのある商人に長崎における貿易および商人に関する管理規定を調査して、

上司に報告した。八月二十五日、應道台の返事に対する日本側の回答書簡が江南海關に届けられた。この書簡は明治政府の外國管事役所の責任者である沢宣嘉から出されたものであった。その主な内容は学術の伝習という言葉の意味を説明し、あらためて「路照」を検査するための印章の受け取りを求め、長崎奉行の書簡の主旨を堅持した。曾国藩は、これに対して、シャム商船納稅章程に倣つて、日本の輸入貿易を管理すると総理衙門に提言した。史料はここで一段落した（史料三）。

本史料は総理衙門の視点から整理された公文書である。それゆえ、史料の様式は通商大臣の稟議と、その稟議に対する総理衙門の指示（批）を、時系列にそつて、宛先あるいは報告者、稟議内容、指示（批）といふ順番に並べた構成になつてゐる。末端機構である江南海關道台の稟議は通商大臣の稟議に引用されるという形をとつており、それで意味が解し難い面もある。

一八七一年、日清修好条規成立までの外交史は条規の交渉自体を中心に行なった先行研究が積まれてゐる<sup>(4)</sup>。しかし、その前史である幕末維新期の日本側の動きや、それに対応する清朝の姿勢は明らかになつてない。ここで紹介する三つの史料のうち、千歳丸の上海渡航に関する先行研究はかなりある。しかし、先行研究のほとんどは日本側の史料とこの船に乗つた五代友厚、高杉晋作などが書き残した日記類をもとにしたもので、この渡航の経緯、貿易自体の損得、太平天国の動きや、渡航者たちの清国印象が主に強調されてきた。しかし、日本人が直接清朝の官吏に接觸したことに関する清国側の姿勢は、この史料によつてはじめて明らかにできる。健順丸の上海貿易は千歳丸の渡航に比べて、日本の貨物として通関・納税できたことと、これを決定した清国官僚の考えが一八六四年分の史料からうかがえる。さらに重要なのは、一八六八年上海道台に届けられた長崎奉行の書簡である。その背景、動機はまったく不明で、これ

を調査するのは急務である。この書簡に対応するために、清国政府は長崎における清国商人の現状を把握した。そして、この史料に登場した李鴻章、曾國藩、應宝時などは後年の日清修好条規の制定交渉に参加している。

澤宣嘉の書簡が幕府の外交資源を受け継ぐ姿勢を示したのと同様に、清国側の対日外交も幕末日本への対応の延長線上にあつたといえよう。このように、本史料全体は幕末維新期の外交史、貿易史を解明するための重要なものである。

### 〔註〕

- (1) 中央研究院近代史研究所の外交史料の分類については、坂野正高「近代中国外交史研究」[付録II]中央研究院近代史研究所の外交檔案」岩波書店、一九七〇年、三六〇頁を参照。
- (2) 川島真「十九世紀中期東アジアにおける国際法受容をめぐる遠心力と求心力—清朝外交文書からみた〈上海〉へ長崎へ北京へ江戸〉の四者関係」『北大法学論集』第五〇巻第一号、一八七〇—一九一頁、一九九九年。
- (3) 原文は国立公文書館内閣文庫所蔵「府県史料 長崎県」の「雑記」に含まれる。関連内容は次のとおりである。「近年欧羅巴との往来相開、我邦ヨリ彼ニ航海スルモノ亦多く、時ニ我使節モ往来スル事アルニ、貴國ハ最隣近ニ在テ針路必由之地、加之前文ノ交誼モ他邦ノ比ヘキニアラザル也、イマタ照心ノ印章ヲ附シ不置ニヨリ、却テ隣近ノ貴國へ公然渡航不相成姿ニ相成居候ハ、甚以不都合之儀、且貴國へ商業相當及学科修業ノ為メ、一時上陸或ハ僑居等モイタシ度願出候モノモ有之候、右等ノモノハ相当ノ免許ヲ得度、尤将来□□取締旁両國符信ノ印章附送イタシ度候」。なお、送り出した日付は一八六六年であった。

### (4) 前掲坂野正高「近代中国外交史研究」はその代表作である。

- (5) 古賀十二郎「文久二年徳川幕府が初て官有船千歳丸を長崎より上海へ渡航せしめた英挙に就いて」長崎県立長崎図書館郷土史料資料室所蔵原稿、王曉秋「近代中日文化交流史」第四章第四節「千歳丸上海之行」、北京中華書局、二〇〇〇年。馮天瑜「千歳丸上海行 日本人一八六二年の的

【中国觀察】北京商務印書館、一〇〇一年。

※以下、(丸カッコ)は訳者注、(三角カッコ)は原語であることを示す。

### 史料目録

「欽命總理各國事務衙門清档

無約各國案 日本

### 目録

○同治元（一八六二）年

七月一日 総理衙門宛通商大臣書翰 一通  
オランダ国 同日本國頭目、商人上海に來て貿易を行ふ由

七月四日 通商大臣宛總理衙門書翰 一通  
嗣後各國商船の入港に於てはつとめて厳格に訪察し、もつて日本の旧轍を踏む事なからしむるべき由

八月四日 総理衙門宛通商大臣・江蘇巡撫書翰 一通  
無約の日本國が上海における貿易及び領事官を設けてこれを管理する事の可否の由

蘇松太道稟議二通

八月四日 総理衙門宛通商大臣・江蘇巡撫書翰 一通  
蘇松太道吳煦の秘密稟議を抄録し呈示する由

蘇松太道秘密稟議一通

八月八日 通商大臣宛總理衙門書翰 一通

日本が貿易を懇請する情実且つ流弊の有無について該當大臣に考慮及び妥当な処理をするよう諮詢する由

八月八日 江蘇巡撫宛總理衙門書翰 一通

同上の由

閏八月三日 総理衙門宛通商大臣・江蘇巡撫書翰 一通

日本國頭目はすでにオランダ商船に搭乗して出港、通商を許可されるなら、クルースに通知して彼により伝達すべき由

閏八月十八日 総理衙門宛通商大臣書翰 一通

江海関吳道台へ日本の上海における貿易に流弊の有無につき調査させ、近日に詳細を復命するよう命令した由  
九月四日 通商大臣宛總理衙門書翰 一通  
通商を許可するか否か、先は堅く拒絶すべきであり、日本國より公使が来る際に再度考慮して処理すべき由

九月四日 通商大臣宛總理衙門書翰 一通

貴大臣が見て状況を考察し、如何なる方法が妥当かについて即座に

会同して相談すべき由

九月四日 江蘇巡撫宛總理衙門書翰 一通

同上の由

十月三日 総理衙門宛兩廣總督書翰 一通

フランス領事李氏によれば、同人は新たに日本國駐在總領事に任命され、近日日本に赴く由（詳細はフランス國領事の卷をみよ）

十一月十九日 総理衙門宛通商大臣・江蘇巡撫書翰 一通

吳道台の稟議に基づき、西洋諸国の例に倣い、（日本の）上海における通商及び領事を設ける事を許可すべきか否かの由

○同治三（一八六四）年

四月十日 総理衙門宛上海通商大臣書翰 一通

日本官吏及び商人が海草等の物品を携えて上海に通商に来る由

四月十三日 上海通商大臣宛總理衙門書翰 一通

日本商船が上海に来たからには税金を完納させ、迅速に帰国するよ

う命令すべきであり、長江の各港に無断で入ることを禁ずる由

○同治七（一八六七）年

三月三日 総理衙門宛上海通商大臣書翰 一通

英國領事が日本の通商を求める書簡を送つてきたゆえ、規定に照らして報告し指示を乞う由

三月八日 上海通商大臣宛總理衙門書翰 一通

日本の通商要求に対応するために、如何なる定款を制定すべきかについて相談のうえ妥当に回答を与え、会同して相談し報告すべき由

三月八日 上海通商大臣宛總理衙門書翰 一通

同上の由

三月三十日 総理衙門宛三口通商大臣書翰 一通

イスパニア副公使が天津より北京に入り、査証の発行及び印鑑の捺印を請う由

四月十三日 総理衙門宛上海通商大臣書翰 一通

日本國官員が通商する許可を求める件につき、當該海關道台がすでに返事を出し、ご覧に入れるために書写する由

添付書類一通

四月十五日 総理衙門宛上海通商大臣書翰 一通

日本國の通商許可を求める件につき、斟酌をへて結論を出して報告する、ならびに外国人の土地購入・家屋賃貸に関する現在の取扱い

状況の由

閏四月十四日 総理衙門宛上海通商大臣書翰 一通

指示に従つて日本に関する貿易規定を調査した由

添付書類一通

五月九日 総理衙門宛上海通商大臣書翰 一通

海關道台が再度中国人の日本における貿易に関する規定を調査したことを報告する由

十月九日 総理衙門宛上海通商大臣書翰 一通

蘇松太道台の上奏によると、日本から中国へ入つて教育を受ける許可を求める返書を受け取り、すでに返答について指示を与えた由

### 史料一 同治元（一八六二）年 千歳丸上海渡航一件

「欽命總理各國事務衙門清档 無約各國案 日本」（01—21—22 へ1）

（一八六二）（譯換）  
同治元年七月一日通商大臣薛（官吏）の文書によれば、蘇松太道吳煦（つづきの）が洋日本國の頭目である根立助七郎、沼間平六郎、金子兵吉、鍋田三郎右衛門、中山石門太、中村良平、塩沢彦次郎、犬塚鑑三郎、蔡善太郎、周恒十郎、岩瀬弥四郎等八人を役所へ連れて謁見に来た。彼等が称するに、

『我等八人はみな日本國の官吏で、本国の上司の命令により本国商人十三人と、海鼠、鱗鰐、昆布、鮑をそれぞれ四、五千觔及び漆器、紙、扇子などの品物を携えてオランダ商船に乗つて上海へ來た。オランダ商人を通じて通関、貨物検査、納税等の手続きをとり、試みに貿易を行ないたく、上海における取引についての許可を求める。初回につき、事情に不案内なので、指示を請う』などの語があつた。本道台は、中國商人がこれまで毎年乍浦より出港し、日本國から洋銅を購入してくることはあつたが、日本國の商人がこれまで中國に貿易に來たことはなく、規則に従えれば輸入を許可できないが、とりあえず遠路はるばる海を越えて來た事情を鑑みて断るに忍びなかつた。かつオランダ商船に搭乗してきたうえオランダ商人を通して税關手続きをとることになつてゐる。朝廷の遠来の人を懷柔する御意を考えて、便宜をはかつてオランダ商人の品物

として速やかに販売することを許可し、但し中國の品物を買入入れることを許さず、早急に（販売で得た）金錢を携えてオランダ船で帰国することと、次回は輕率に來ないよう言いつけた。彼等はこれを聞いてから全員嬉しそうに命令に従うと答えた。このときの態度や言葉はすこぶる恭順であった。またオランダ領事クルースは、「オランダが日本と通商してから二百年以上経ち、友好は甚だ深く、今回これらの頭目が商人を従え、品物を携えて該當國の商船に搭乗してくることに対し阻止することはできなかつた。そこで税關一切の手続を代わりにとるうえ、また品物が売り切れたら中國の商品を購入せず即座に帰國することを保証する」という。五月二十五日に、本道台はその頭目らの宿泊所に自ら行き状況を観察してきた。彼等によれば、「上海では太平軍の騒擾があるから今回持つてきた品物はうまく捌けず、損失が多く、また彼等は遠くから異國にきたので気候風土にはじめず、商人のうち三人が病没した。今は残りの品物が売り切れ次第帰国するつもりである。」察するに、彼等は帰国を急ごうとしている。また調査してみると、最近西洋各國が日本と通商をするようになり、日本の産出するものをすべて上海に持つて販売している。品物が多くなれば値段が下がるのは必然である。そして上海は叛乱軍に囲まれており、商人が来られず、販路がないのも実際の状況である。だから今回日本國の頭目と商人が上海に来て試験貿易を行なつたがその望みは実現できなかつた。これで彼等の再来を防げるかもしれない。これらの頭目が日にちを定めて帰国するさいに税關で検査をし、出国の手続きをとることを許可し、再度報告をするほか、これについてのご指示を請う」と上申があつた。本大臣はこれにより調査をしたところ、日本國は通商各國に含まれておらず、これまで中國に直接貿易に來たことがなかつた。しかもオランダも無約国であり、そのオランダが日本頭目と商人を連れてきて貿易を行なうことになつた。この

ような前例があると、<sup>(包攬)</sup>無断請負の弊害が出る可能性がある。将来各國が次々とこれに倣うと止まることを知らない。これについては未然に防ぐ必要がある。願わくは査照して施行せられよ。

七月四日、通商大臣薛宛に文書を送る。薛によれば、「東洋日本国がオランダ商船に搭乗して、海鼠、鱗鰐等を持ってきて、上海で販売することについて許可を求めてきた。調べたところ日本商人はこれまで中国で貿易を行なうことがなかつたものの、遠路海を越えて来た事情もあり断つて入港させないことには忍びなかつた」と報告した。本總理衙門の調査によれば日本は通商国ではなく、オランダも無約国であり、このようないい前例があると、無断請負の弊害が出る可能性がある。将来各國がこれに倣うと止まることを知らない。貴大臣が、彼等が遠路海を越えて来たことを考慮し、朝廷の懷柔の意志に沿うように、中国商品の購入を許さず、早急に販売代金を携えて帰国するよう命令したことは、建前では寛容を示し、本当は制限を加えたことになり、極めて賢明な処置である。思つて海外に小国が大変多く、万一これを聞いて相次いで来ても、実際に考察できる資料もない。ここで貴大臣を通して厳しく蘇松太道に命令する。今後各國の商船が港に入る場合、必ず厳格に下調べをした上、妥当に処理せよ。各国に日本に対する事例を倣わせないように厳しく命令せよ。

八月四日、通商大臣薛・江蘇巡撫李の文書によれば、蘇松太道呂煦がつぎのことを上奏してきた。「日本国の頭目が商人を連れ、品物を携え、オランダ国の船舶に搭乗して上海に至り、取敢えずの処置としてオランダ商人によって税関手続をとることを許可した。」本大臣の調査によれば、日本国は通商国になつていない。從来直接中國へ貿易に來たことも

なかつた。しかも意外にも、オランダも無約の通商国でありながら、日本國頭目を連れてきた。無断請負の弊害が出る可能性がある。将来各國が次々とこれに倣うと止まることを知らない。未然に防がねばならぬ事態である。そこで、當該頭目に速やかに品物を携え出国し、品物を購入し運送を行なうこと、任意に逗留することを禁じるよう命令すべきである。よつてその出国予定を調べて貴總理衙門に報告し、後日の調査に備える。海關道台の上申によれば、「その頭目が再び役所へ謁見に来たとき「上海についてから二ヶ月を過ぎるが、商品の半分も売れず、今はかたづけて帰国するつもりである。調べたところ、上海に無条約で通商している小国が多く、これらに対してもすべて各開港場において條約国の規定に従つて貿易をすることを許可している。北京に入ることと長江沿岸の各内地の港に入ることだけを禁止している。日本は中国から近く、銅を取り扱う官商と民間商人が毎年日本に行つて銅を輸入している。日本はこれまでこの業務を正確に行い、遅延や間違いは一つもなかつた。現在日本は西洋無約の小国に倣い、敢えて条約の締結を請うこともせず、ただ自國の船舶が上海に限定して貿易を行なうことと、領事官を設けて家を借り、本国の船舶や商人の通關手続きの面倒をみると、許可が得られたら、これは例外の恩典である」と語った。」當該海關道台が條約国と無条約国の一覽を作り上申してきたのに対し、本大臣は上海で以前にどのようにして無条約国の通商を許可してきたかについて関係記録を調査するよう命じた。當該道台はこの指示により、各無約小国が如何にして通商許可を得たかについて調べたところ、「<sup>(一八五三)</sup>咸豐三年上海县城が匪賊によつて占拠されたので、道台役所の公文書はすべて失われ、考察する材料はないが、道光<sup>(二八四三)</sup>二十三年五口通商章程の案には英國追加条約第八条では、從来各外國商人が廣州に限定して貿易すると規定されていたが、前年には江南において交渉をした結果、皇帝の許可が

あれば、西洋各国の商人は福州、廈門、寧波、上海の四港において貿易を行なえる。イギリスはこれに同意する。ただし、各國はイギリスと異なるところがなく、将来皇帝から新たに恩澤を各國に及ぼし、イギリス人も最惠國待遇を許可し、もつて公平を示すなど欽差大臣者（音義）の上奏のことばがある。」これによつて、本大臣・巡撫はその上申が刊本に符合していることがわかつた。現在日本国の官吏が無約各國の例に倣い、上海に限り貿易を行ない、領事官を設け、家を借りて本国商人の面倒を見るなどの要求を出しているが、どのように対応すべきかについては、本大臣・巡撫は敢えて決めることができない。願わくは査照して施行せられよ。

蘇松太道の上申二通を臘写す

謹んで上申する。本年五月九日に、西洋オランダ国領事クルースが東洋日本國頭目根立助七郎、沼間平六郎、金子兵吉、鍋田三郎右衛門、中山石門太、中村良平、塩沢彦次郎、大塚鑑三郎等八人及び通事蔡善太郎、周恒十郎、岩瀬弥四郎等三名を連れて道の役所に謁見に來た。彼らは、「本国上司の命令を奉じて管轄下の商人十三人を連れ、本国土産の海鼠、鱈鰆、鮑及び漆、紙、扇子などの貨物を携えてオランダ商船に搭乗して上海に來た。税関申告の手続きはオランダ商人に依頼し、商売を試験的に行なうことを許された」と言つた。これに対して本道台は直接彼らに対して次のように指摘して断つた。「中國は官民の銅商人が日本に赴き洋銅を購入することがあつたが、これまで日本からの商船が直接中國に貿易に來ることはなかつた。規定に従えば輸入を許せないが、取りあえずははるばる海を越えて來たことを考慮に入れ、輸入を断わるには忍びない。オランダ商船に依頼して税関手続きを取つてゐるから、オランダ国の品物として暫時便宜をはかつて、上海においてできるだけ

早く物品を販売することを許すが、中國の品物を買ひ入れることは許さない。早いうちに金錢を携えて帰国し、次からは輕率に來ることのないようにしてよ。」などであつた。当該頭目はうれしく感じたらしく、はいといと命令を聞いていた。本道台は、また直ちに実情を報告し、これはすでに上司によつて總理衙門に報告された。記録をしらべたところ、日本頭目が持つてきた海鼠、鱈鰆等の物品はこれまで西洋商船によって絶えず（上海に）運搬して販売されている。品物が多いので値段が早くから下がりはじめた。且つ長髮賊が松江と上海の周辺で騒擾していた時期に当たり、各地の交通と物流が梗塞し、販路が滞つてゐる。当該頭目が二回目に謁見に來たときの報告によれば、「上海についてからもう二ヶ月になるが、品物は半分も売れていない。現在は片付けて帰国しようとしている。命令にしたがつて敢えて中國の品物を購入せず、すぐに金錢と売れ残りの品物をもつて帰国するつもりである。調べたところ、上海で通商を行つてゐる国は十数国あるが、英國、フランス、米國、ロシアの四ヶ国のみが條約を交換している。なおボルトガルとは古くから條約があり、近頃聞いたところによれば、プロシヤ、ベルギーなどの国も条約の締結を懇願してゐる。このほか無約の小国はまだ多く、これらに対してはすべて條約の有る国の定款に基づいて貿易をさせている。ただ北京に入ることと揚子江の各内地港に入ることを許可しない。今回の日本は中華にはなはだ近く、そのうえ官民の銅商人が毎年日本に銅を購入しに行つてゐる。日本国は從来正確で妥当にこの取引を行つており、これまで一度も間違ひがなかつた。現在日本は西洋無約の小国に倣い、敢えて条約の締結を求めずに、求めてゐるのは自分の國の商船がもっぱら上海に来て貿易を行い、併せて領事官を設立し、彼が家屋を借りて住み、本国の商船の納稅事務を世話することだけで、（許可が得られれば）これは格別の恩典である」と言つてゐる。本道台は、「西洋無約各國はは

じめ廣東における貿易を許され、五口通商以来共に上海に来て、その期間ははなはだ長かつた。そのとき上海における貿易に関する上奏を行つたかどうかは溯上することはできない。また、中華の商人はかつて日本に赴き銅を取り入れてきたものの、日本からの商船はこれまで来たことがなく、各口通商を許された国ではない。おののその旧慣に従えば、俄かに今回の申し込みに応じることは妥当ではない」と答えた。そこで當該頭目等は、「大皇帝は聖徳が天の如く、四海を同じく扱い、東洋と西洋の商人をご自分の徳のもとにおくには異なるところはない、道台に必ず我等の代りに詳しく上奏を行い、もつて平等に扱われ、上海における通商を許可されるように乞う」とさらに懇切に説いた。本道台が察するところでは、當該頭目は言辞にすこぶる誠意があり、またその求めはただ上海の一港における通商を求めるだけで、これにもまた狡猾な別意はない。そこで、日本国商船を西洋無約各国の定款に倣い、上海一箇所に限つて通商を許可するようになるか否かについて上申する。これを許可できるかどうかは、閣下のご指示を仰ぎ奉る。尚便宜のためには、上海における通商各國の一覧を付する、もつて督・巡撫閣下のご判断をいただく。道台吳煦、敬具

謹んで上申する。前回本道台は日本国頭目が西洋無約各国に倣い上海へ通商に來ることにつき許可を求める上申をした。これに対する督・巡撫閣下の指示は次のとおりである。「無約各國はこれまでどのようにしてその通商を許可されたかについて調査しようとすれば、道の役所には確かに過去の定款公文書がある。今回の稟議にはこれを明らかにしなかつた。即座に無約各國の通商関係記録を調査し、一定の期日まで抄録して上申せよ。もつて処置を待つ。」本道台が伏して無約の各小国がこれまでもどのようにしてその通商を許可されたか、および定款の有無について調査したところでは、咸豐二年に上海が匪賊に占拠され、道の役所にある公文書は全部なくされ、調査のしようがない。ただ道光<sup>(一八四三)</sup>十三年五口通商の文書にある英國追加条約第八款に「從來各國商人は廣州だけにおける貿易を許されるが、昨年は江南にて協議した結果、大皇帝の許可があれば西洋各國商人が全員福州、廈門、寧波、上海の四港にて貿易を行える、これについては英國も同意する。但し各國が英國と異なるところがないなら、将来大皇帝が新たに恩を各國にくださるときは、イギリス人に最惠國待遇を与えるべきである」とある。これは欽差大臣<sup>(著英)</sup>者<sup>(體均沾)</sup>が上奏して許可を得たものである。これを前に述べた原因と併せて閣下の処理を待つ。督撫閣下に謹んで上申を提出する。道台吳煦、敬具。

#### 一覧の写

謹んで上海における通商各國を有約と無約に分けて次の一覧を作成した。

#### 条約の有る各國

イギリス国

フランス国

アメリカ国

ロシア国

ポルトガル

プロシヤ国

ベルギー国

現在条約の締結を上奏し始めている

#### 無約各國

デンマーク国

スウェーデン国・ノルウェー国

オランダ国

## イタリア国

スペイン国 フィリピン事務を兼ねて管理している

(品) ハンブルク (Hamburg)

ハノーバー (Hanover)

ブレーメン (Bremen)

リベック (Lübeck)

オルデンブルク (Oldenbourg)

大ハノーバー (Hanover)

しに行つてゐるだけである。海関道台が上申を提出して、どのように処理すべきかと指示を求めてきた。煥と鴻章が敢えて独断できず、御指示を請う。

### 蘇松太道の上申写

謹んで再び秘密上申を提出する。今度日本の頭目が商人と品物を携え上海へ貿易にきて、試みに貿易を行い、初めて本道台に会つた。本道台は逐次に説明をし、次回より軽率に来るのはないと諭した。当該頭目は答えをせず、はいはいというだけであった。その間品物が売れないだけでなく、値段もきわめて低いなかで、なぜ二ヶ月後に西洋無約小国に倣い通商を行うという要求を出したか、この事情は疑わしいと頭目に聞いたとき、オランダ領事クルースが在席していたので、当該頭目たちは明言をせず、ただ後日対面して詳細を述べるという。数日後果たして謁見を求めてきた。人を退けて次の内容を密告した。「日本はこれまで西洋のオランダ一国だけと通商しており、これが二百余年無事続いた。前年イギリスとフランスが突然日本にきて、兵力をもつて脅かし、条約を締結し通商を許可するよう要求してきた。日本はその要求に従わざるを得なかつた。現在三港を開いて通商を行い、毎年輸出入税金を<sup>〔英洋〕</sup>英國ポンドで百万元くらい収納して、これは公使の往来の出費と税關の経費に充てるだけで、国家にすこしも利益をもたらさない。日本は國產が多くな<sup>〔英洋〕</sup>く、これまでには本国商人の生活の道であつた。しかし今は尽く西洋商人に利権を占められていて、まことに商人の利益を損なつてゐる。且つ西洋商人が広く國產を購入したり、英國ポンドを値上げさせたりした。これは物価の騰貴をもたらして、特に民に損失を蒙らせた。力がないものはこれを制限したり拒絶できない。よつて官と民が協議して、品物を西洋商人に運搬・販売させて利益を占められるより、自分で品物を購入し

て各国に貿易をおこなつたほうがすこしはその利益を分けられるかもしない。今回上海にきて格別の融通をいただき、品物はオランダ国の人品として税関手続きを取り、貿易の一切はオランダ領事によつて決められ、費用の天引きや、金錢を使う時はたびたび威圧されたりした。本国人にこれを報告したのち、上官より実際状況を道台に話し、もつて道台に格別の考慮をしていただき、西洋無約小国の定款に倣い、上海における通商を許可され、人の制限を受けないように命令された。これはやむを得ない苦しい状況である。われわれは天朝の徳を慕い、中国を学びたいと強く願つてゐる。そこで上海における貿易を許可されたい。日下のところ、太平軍の騒擾があるから品物の値段が下がつてゐる。中華の内乱が治まれば必ず彼我の利益になる」などと語つた。本道台が考へるには、当該頭目のいうことはもとより実情であるが、ただこれまで一度も通商を許さなかつた。今度にわかつ端緒を開くのはもつとも容易ではない。しかも当該頭目が中國商人は昔から日本に行つて銅を購入してきただことを理由に、往来を成立たせるべきであるといつてゐるのも理由がないことではなく、武力だけで海關を開かせるのとは事情が違うようだ。本道台は次のように答えた。「明朝の末期に日本國の匪賊が衆を集めて廣東、福建、江蘇、浙江等の省に来て沿海で騒乱を起し、名を倭寇といふ。これは遠い昔のことであり、咎めることはできなければ、鄉党は口承で伝え、昔からの憤りが残つてゐるかもしれない。」これに対しても当該頭目が、「このことはかつて伝聞され、且つ當時匪賊の頭領十八人が本国で処罰を受けた。あれはもともと管轄を受けない平民がたまたま亂を起したものであり、もつとも思いがけないものであり、國家が悪意を持つてゐるとはさらに言えない」と答えた。本道台は言葉だけでは信じることができないといったところ、当該頭目は、このことは自國の史書に載せてあり、今回は惜しいことに持つてこなかつたから、志書の根

拠を示せないと唱えた。その話しを察すれば深い原因があるようだ。当該頭目がさらに二つのことについて教えて欲しいといつて來た。「一つは從来中国の政府・民間銅商人楊氏と王氏が日本で銅を購入してきたが、まだ精算していない勘定がある。敢えて中国の役所にこれを追及してもらうことはできず、ただこれを整理するよう命令していただきたい。もう一つは昨年江蘇省に乱が多発し、浙江・江蘇両省の難民男女が西洋商船に搭乗して日本に赴き、長崎に居留していて、現在はもう数千人に溜まつてきた。なかにはすこしづつ商売を始めたものもいる。彼らは西洋領事の管轄を受けない。日本はこのような居住者は管理しがたく、法律に触ることを起せばとくに処理ににくい。」本道台は、次のように述べた。「銅商人は本籍を江・浙両省に置くものであり、現在この地方は匪賊に占拠されている。また楊氏と王氏は損失が続き、前から休業しているそうだ。現在は存亡も怪しく、調査のしようもない。江・浙地方の難民は、政府の役人の許可を受けて日本に行つたものではない。これは地方が安定したのちに調査を行い処理しよう。貴国が彼らを憐れみ、しばらく逗留を許し、これは十分に御好意とみられる。今後政令が出れば速やかに中華に戻らせる。もし長い滞在において犯罪などを起したときは、都合のよい船に載せて帰国させ処罰を受けさせれば良い。」当該頭目はこれを聞いて深く同意したようである。その気持ちを察すれば、好意を見せ、自國と中国は彼我に往来があるので明らかにし、通商を求める背景にして、実は現在西洋商人の制約を受けている状況から脱出し、貿易の利権を分けたいのが主な原因である。そこで通商を求めるのはさらに切実である。そして当該頭目は、ことが機密に関わるので、絶対西洋人に教えてトラブルをおこしてはいけないとも言つてきた。謹んで日本國頭目の秘密上申を詳細に付しておく。

八月八日、通商大臣薛宛の公文を送る。薛によれば、「日本が貿易にきて、条約の締結を取えてもとめず、ただ上海における通商を行いたい」という。これはどのように処理すべきかご請査を願う」とある。本總理衙門では日本国が上海の一港だけに貿易を行い、領事官を一人設けて家屋を借りてこれを世話すると懇願してきた事情とこれを許可したら後日弊害がないかについては、推測のしようがないから、該当大臣に時勢を鑑み、状況によって妥当な処置をし、同時にその処置を速やかに本衙門に報告するようにと指示した。

八月八日、当該役所江蘇巡撫李宛公文、同上。

閏八月三日 通商大臣薛・江蘇巡撫李の文書では、蘇松太道吳煦がつぎの事項を上申してきた。「通事によれば、『日本國頭目根立助七郎等は品物の売れ行きが良くなく、そして指示に従い敢えて中国の品物を購入せず、急いで資金を携えて帰国しようとした。すでに七月十日にやはりオランダの商船に搭乗して帰国した。出発する際に、前に依頼した上海へ貿易に来ることに関する回答を待つことができず、もし閣下の許可が下りれば、必ずオランダ領事クルースに書簡で通知してほしい。もし許可が下りなければ、これもオランダ領事に通知してほしい。本国から新たに懇願するため公使を派遣して来る』と、本役所に報告してきた。」本署は「これに基づき、願わくは査照して施行せられよ。」

閏八月十八日 通商大臣薛の文書は次のとおりである。日本国は上海における貿易を求めてきたが、これに後日弊害があるかどうかにつき、江海關を担当する吳道台へ「時勢を鑑み、状況によって妥当な処置をし、同時にその処置を速やかに報告し、もって本署と江蘇巡撫の李と共同で

これに回答できる」という指示を出したほか、貴衙門にも報告を提出するよう指示した。願わくは査照して施行せられよ。

閏八月二十八日 通商大臣薛・江蘇巡撫李の文書は次のとおりである。日本国が上海に限つて貿易を行うことについて懇願して来たので、後日弊害があるかどうかを迅速に總理衙門へ報告せよとの指示があった。そこで江海關道を管理する者に、それは後日弊害があるかどうか、時勢を察し、妥当に考えたものを、日ちを定めて報告するよう命令した。これをもつて共同で貴衙門へ回答を出し、報告とする。ここに江海關の事務を管理している蘇松太道吳煦の上申によると、「日本国は近くの東洋にあり、これまでには中国の官民銅商人が日本に赴き銅を購入してきた。日本国は正確で妥当にこれをおこない、これまで一度も間違いや手遅れがなかつた。最近日本国の大頭目根立助七郎等はたびたび『西洋無約の小國の例にならつて上海へ通商にくるのを許可してほしい。条約を締結することを敢えて求めない』などと懇願してきた。その言葉はきわめてやうやしく、断わりにくいやうである。かつ調べたところ、当該頭目らが帰国のさいに通事に、「この度通商の一切につき、許可を得られば、これをオランダ領事クルースに知らせていただきたい。拒絶された場合もこれをオランダ領事に通知していただきたい。もつて日本国からもう一度公の使節を派遣してさらに懇願する」と語つていたそうだ。ここからみれば、当該国は通商を誠心誠意に望んでいる。これを断わり、その要求を入れなければ、わが国の懷柔の徳を表すに足りないようである。本道台が省察するところでは、この頭目らは懇切にその要求を述べてきた。これは通商を求めるだけで、しかも上海の一港に限り、ほかに望みはないという。それに狡猾な別意はない。その求めをかなわせたほうが妥当のようである。具体的には、西洋無約諸国の例にならない、上海

一港において通商貿易を行うことを許し、あらゆる品物の輸出入税をすべて新関で徴収する。その通関、納税も西洋無約各國の例に従う。そして領事を設け、家を借りて自國の通商事務を管理させるのを許可するが、これについてはほかの東洋諸国の前例としない。あわせてその領事に自國の商人を管理させ、彼等が無断で他の港へ貿易にいくことを禁じ、もつて制限を示すこととする。これらの事項には後日弊害がないようである。前のご指示があることから、これらの意見を報告し、共同で總理各國事務衙門への報告を願う」と本大臣の役所に報告してきた。これによりこの案件を調査してみたところ、当該海関道台は日本国に上海一港における通商貿易と領事官を設けて通商事務を管理させることを許可するには他の弊害がないと述べてきたが、本大臣が巡撫と会同して商議したところ、今後いささかの弊害もないというのを信じがたいものである。当該海關道台の報告によれば、日本国頭目が帰國する際、「上海における通商については、もし許可を得られれば、これをオランダ國領事クルースに伝えてほしい、また許可が出なくてもこれをオランダ領事経由で知らせてほしい。もつて日本から別途公使を派遣して通商を求めにくる」と言つていたらしい。この状況では、当該海關道台吳煦の上申したように、上海一港に限つて通商を許可するか、それともまず厳しい言葉で拒絶して、本当に日本から公使が来たときにさらに相談して処理することにするか、願わくは査照して御回答にしたがつて施行する。

九月四日、通商大臣薛宛に文書を送る。薛によれば、日本国から上海における貿易を懇願してきた。そこに弊害があるなしについての結論は信用できないものである。ただ一度拒絶をしたら日本から公使を派遣して要求してくるかもしれない。本衙門で日本国が上海における通商を要求することについて調査したところ、今回は上海一港に限ると言つ

ているものの、外国人は本性が狡猾で、今回の要求に応じた場合さらなる欲望を起して、他の港における通商を要求するかもしれない。且つ無約の小国は大変多く、これらがみなこの例にならってしまう可能性もある。そこで本衙門が前回貴大臣宛に出した回答にはただ主に弊害のあるなしを明らかにせよと命じた。今回当該道台からの稟議によればほかる弊害がないようで、かつ当該頭目が帰国する際、今回の要求が拒絶された場合日本から公使を派遣して要求してくると言い残していたらしい。当該國家の要求が遂行できない場合またあるさく言いにくるのも考えられることで、その場合再び貴大臣に、即座に状況を洞察して妥当な方策を考慮し相談するよう諮問するであろう。(先例に)拘泥しすぎず、寛大になりすぎないのがもつとも重要である。

#### 九月四日、署江蘇巡撫李宛文書を送る、同上

通商についてもしくはオランダ國領事クルースに伝えてほしい、また許可が出なくてもこれをオランダ領事経由で知らせてほしい。もつて日本から別途公使を派遣して通商を求めにくる」と言つていたらしい。この状況では、当該海關道台吳煦の上申したように、上海一港に限つて通商を許可するか、それともまず厳しい言葉で拒絶して、本当に日本から公使が来たときにさらに相談して処理することにするか、願わくは査照して御回答にしたがつて施行する。

十一月十九日、通商大臣薛・江蘇巡撫李の文は次のとおりである。日本が上海における通商を求める一件について、状況を観察して妥当な方策を考慮して、即座に相談せよとのご指示を受けた。そこで江海関に詳細に調査し、相談して対策をたてるよう命令した。その後江南海關を管理する蘇松太道黃芳は次の報告をしてきた。「調査によれば、日本国は近くの東洋にあり、これまで官民の銅商人が日本に赴き銅を購入してきていた。今回日本国頭目根立助七郎らが税関にきて通商を求めてきたとき、前任者の吳道台が彼等と弁論を重ねた。その情は実に懇切で、その言葉

ているものの、外国人は本性が狡猾で、今回の要求に応じた場合さらなる欲望を起して、他の港における通商を要求するかもしれない。且つ無約の小国は大変多く、これらがみなこの例にならってしまう可能性もある。そこで本衙門が前回貴大臣宛に出した回答にはただ主に弊害のあるなしを明らかにせよと命じた。今回当該道台からの稟議によればほかる弊害がないようで、かつ当該頭目が帰国する際、今回の要求が拒絶された場合日本から公使を派遣して要求してくると言い残していたらしい。当該國家の要求が遂行できない場合またあるさく言いにくるのも考えられることで、その場合再び貴大臣に、即座に状況を洞察して妥当な方策を考慮し相談するよう諮問するであろう。(先例に)拘泥しすぎず、寛大になりすぎないのがもつとも重要である。

もきわめてうやうやしいものであつた。彼等がいには、「求めるのは上海における貿易だけで、ほかに望みはない。」その言うことは信用してよいようだ。後日すこしも弊害がないとは敢えていえなければ、その懇切に望んでいるところをみるとすぐに別の望みを出して他の港へ行こうとするはようだ。今度厳しく断われば、日本国から別途公使を派遣してきてうるさく言いに来る可能性もある。これならかえつてわが国の懐柔して人を遠ざける意を示せない。またほかの小国が日本国の方策を出すべきである。日本一国については、前任者吳道台が上申した例をならう可能性がないとはいえない。しかし、これらの国は從来銅船の往来がある日本とは状況が異なり、そのときにおいて状況によって方策を出すべきである。

日本一国について、前任者吳道台が上申したように、西洋無約諸国の例になら、上海一港における通商と、領事官を設けて家を借りて日本国の事務を管理させることを許可して、無断で別の港へ貿易に行くことを禁じると明示し、もつて制限を示すという方法でいかがかと考える。これについては敢えて独断できず、共同でご相談のうえご指示を出すよう願う。」本大臣はこの報告を受け、さらに入れを貴総理衙門へ報告し、願わくは査照して施行せられよ。

### 史料一 同治三（一八六四）年 健順丸上海渡航一件

「欽命總理各國事務衙門清档 無約各國 日本」（01—21—22×2）

四月十日、上海通商大臣の文書によれば、代理蘇松太道江南海關應玉時が次の報告をしてきた。「本年二月二十三日新関稅司トーマスの書簡では、日本國商船一艘が貨物を載せて上海港に入つてきた。そして英國領事パーカス（巴夏禮 H. S. Parkes）が役所を訪問ってきて、日本國官員が道台役所へ謁見にきたといふ。小官が調べたところ、同治元年五月には、日本國官吏沿間

平六郎が商人をつれて上海へ試験的な貿易をしに来たとき、オランダ国をとおして税関手続きをとり輸入税を払つた。七月十日に上海を出立した。當時沼間平六郎らは上海一港に限つて貿易を行おうとしていて、あわせて領事官を一名設けて家を借りて居住させると考えた。前任者吳道台（吳煦）がこのことを總理衙門に報告したところ、弊害のあるなしを調査したうえ、状況に応じて妥当に処理せよとのご指示を得た。その後現在の道台（黃芳）が日本側の懇切に望んでいるところから察すれば、すぐに別の要求を出すことはないであろう、上海一港における通商を許可するようになると再び總理衙門へ稟議したところ、いまだに回答を得ていない。さかのぼつて乾隆四十六年に戸部が頒布した「江海関則例」を調査したら、東洋商船輸出入税が載せてある。しかも外國商人の入市に関する規定がある。ここからみれば、東洋商船が上海へ貿易をしに來ることは規定によつて禁じられていないようである。日本が中國と通商をはじめたのは西洋よりはやいものであり、日本が上海に領事を設けようとするなら日本國君主の文書を証拠とすべきである。今回日本の官吏と商人が上海にきたのは、もつばら貿易のためか、それともほかの目的があるかについて、直接あつてたずねるべきであると本道台（梅輝立 M. Mayers）がこのたえた。そこで三月三日に英國領事に派遣された通訳官メイヤーズ（M. Mayers）が日本國官吏五人を道台役所へ連れてきた。名はそれぞれ山口錫次郎、森山多吉郎、藤田主馬、飯島半十郎、大坪伴吉である。（以風波）きわめて恭しく札をとつた。彼等がいには、「日本國大將軍に上奏し、航海に慣れるために船にのつて各地を遊歴している。商人に數種類の品物、すなわち海草、海鼠、西洋シルク、漆器などを持ってくるよう依頼されたため、上海に売りにきた。税関手続きをとらせて輸入税を払わせれば感謝のかぎりである。月末にはかならず帰国するもので、上陸して居住することはない。」小官は即座にはやく品物を販売して、迅速に帰国せよと命令したら、彼等は承諾して帰つた。

税務司トーマスへかれらの品物を日本国番号をもつて税関手続きを取りさせるうえ、彼等が帰国するさいに別途報告するよう通知したほか、總理衙門へ日本商船が上海へ来た由來等を報告して、将来調査の根拠とする。」本大臣がこの報告を受けて調べたところ、かつて日本国貨物船が上海へ貿易にきたという一件があり、これを貴總理衙門へ報告をしたちご指示を得てある。今回報告された日本国から再び官吏と商人が海草等を持って上海へ売りにきたことについては、日本側は税関手続きを許可して、もつていたわりを示すべきである。そこでおさめられた税金を調査したり、品物の販売を催促したり、彼等には迅速に帰国し、長逗留をしてはいけないと指示するほかに、報告をすべきである。この文書をもつて貴總理衙門へ報告し、願わくは査照して施行せられよ。

四月十三日、上海通商大臣宛の文書を送る。貴大臣の文書によれば、かつて日本国商人が品物をもつて上海へ貿易にきたことがあり、本總理衙門へ報告したところ指示を得てある。今回の上申では、「日本國からまた官吏と商人が海草等を携帶して上海へ販売しにきて、日本側は税関手続きをとり、税金を納めようとしており、しかも月末にはすぐに帰国をし、上陸して居住することはない」という。これには別意はなく、かれらの要求を許可して、もつていたわりを示すべきである。そこでおさめられた税金を調査したり、品物の販売を催促したり、彼等には迅速に帰国し、長逗留をしてはいけないと指示するほかに、報告をすべきである。この文書をもつて貴總理衙門へ報告し、願わくは査照して施行せられよ。

オランダ国の船にのって上海にきた。調べてみたら、日本は通商各国に入っていない、從来直接中国へ貿易に来たことはない。このことが引き受けの始まりになるおそらくある」と上申してきた。これに対し、本衙門は元年七月四日に蘇松太道へ妥当に處理せよといふ返答を出した。また元年八月四日、通商大臣薛、江蘇巡撫李の上申では、「上海海關道台は日本國頭目が西洋無約小國の例にならうとしていて、あえて和約を締結することをもとめず、ただ日本國商船がもっぱら上海一港へ貿易に來ることと、領事官を設けて家を借りて本国の船舶と商人の納稅を面倒見ると望んでいるだけであると報告している。どのように処理すべきかについては本大臣が独断で決められない」という。そこで本總理衙門は元年八月八日に、時勢を鑑み状況に応じて妥當に處理せよと再び命令を出した。また元年八月二日、通商大臣薛、江蘇巡撫李の上申によれば、蘇松太道呉煦が「日本國頭目根立助七郎らは指示に従い中國の品物を買うことことができず、すでに七月十日に來た時と同様にオランダ船に乗つて帰国し、そのさい、今後上海へ通商をしに來ることについて許可をもとめていたが、待つことができず、許可が出されたらオランダ領事クルースを通して通知する、拒絶された場合もオランダ領事を通じて通知してほしい、もつて日本から別途公使を派遣して許可を求めるといつていた」と、報告していた。また元年閏八月二十八日、通商大臣薛、江蘇巡撫李の共同上申では、「當該海關道台は日本國に上海一港における通商貿易と領事官を設けて通商事務を管理させることを許可するには他の弊害がないと述べてきたが、本大臣が巡撫と会同して商議したところ、今後いささかの弊害もないといふのは信じがたいものである。當該海關道台呉煦の上申したように上海一港に限つて通商を許可するか、それともますましい言葉で拒絕するかについて貴總理衙門より回答を出していただきべきだ」という。本衙門の調査によれば、(薛)、(同治元年七月一日通商大臣薛の報告では、「日本國頭目根立助七郎、(マ)詔問平六郎等八人が商人十三名をつれて、海風、鱗鰐、昆布、鮑及び漆器、紙扇子等の品物をもつて、

当に処理せよとの返答を出した。これらは全部記録にあるものである。

現在貴大臣が返答を受け取っていないと称しているが、調べによれば、

同治元年十一月十九日貴署・江蘇巡撫李の上申によれば、蘇松太道黃芳

の報告は次のとおりである。「日本が求めるのは上海における貿易だけ

で、ほかに望みはない。その言つことは信用してよいようだ。ほかの小

国が日本國の例をならうのは實に困難であり、これらの國は從來銅船の

往来がある日本とは状況が異なり、そのときの状況によつて方策を出す

べきである。」本衙門は當該海關道台がそのときにおいて状況によつて

方策を出すべきであると指示してあることから、これに対し返答を出

さなかつた。今回日本商船が上海へきて、代理海關道台應が日本側に日

本国の番号をもつて税關手続きを取ることを許可した。これについては

貴大臣にはおさめられた税金を調査したり、品物の販売を催促したり、

彼等には迅速に帰国させ、前と同様無断で揚子江の各港に入ることと他

の港における通商を禁じて、もつて制限を示されたい。状況

を貴大臣へ検査のため報告させるように命令していただきたい。願わく

は査照して施行せられよ。

### 史料三 同治七（一八六八）年 長崎奉行等來翰一件

「欽命總理各國事務衙門清档 無約各國記錄 日本」(01—21—22へ3)

同治七年三月三日、上海通商大臣曾國藩の文書によれば、江南海關道台應宝時<sup>(温思達, Charles Alexander Winchester)</sup>が次の報告をしてきた。「正月二十四日英國領事ウインチエスターから一通の書簡が送られてきた。日本國長崎總督に依頼されて道役所に持つてきたそうだ。あけてみたところ、木箱のなかに書簡が一通あり、片方は楷書で、もう一方は草書であつた。両方とも意味があまり

通じない。楷書の文は草書の文を翻訳したものである。文の頭にある長

崎奉行河津伊豆守<sup>(河津邦英, Izu-no-kami)</sup>であるが、これもどのような官職と名前であるかは不明である。書簡の大意を調べるとその中心は通商を求めることがある。

書簡によれば、「壬戌年前任者高橋美作守<sup>(高橋和貞, 長崎奉行)</sup>が長崎にいる間に、部下を數

人遣わして貴衙門へ謁見に行かせたことがある。直接通商のことについて話した。彼等が帰国したのち、貴國にいる間にすいぶんご愛顧を蒙り、懇切な保護を受けた、よつて諸事が順調に運ばれたと聞いている。」調

べによれば、同治元年五月に日本國官員沿間平六郎らが商人をつれて上海に貿易の試験を行いにきた。そのときはオランダ国によって税關手続きをとり、七月十日に上海を出た。當時沿間平六郎らはもつぱら上海に

おいて貿易を行おうとしていて、あわせて領事官を設けて、家を借りて住まわせようとした。前任者吳道台<sup>(吳興)</sup>によつて総理衙門に上申したところ、こうしたこととに弊害のあるなしを明らかにして、状況に応じて妥当に処理せよというご指示を受けた。そして、前任者黃道台<sup>(黃芳)</sup>は日本側の懇切に望んでいるところから察すれば、すぐにはかの要求を出すことはないであろう、上海一港における通商を許可してほしいと再び総理衙門へ上申したことでも記録にある。今回来た書簡でいわれた壬戌年のことは当然このことを指すであろう。ただ前回のものと今回の名前が一致しないのは何ゆえかわからない。また公文書には同治三年二月二十三日新海關稅務司トーマスの書簡があり、それによれば、日本國の商船一艘が品物を載せて上海に入つてきた。そして英國領事が直接来て、日本國の官吏が道役所へ謁見に来たいと話した。本道台は前回代理の任期において調査したところ、さかのぼつて乾隆四十六年に戸部が頒布した「江海關則例」を調査したら、東洋商船輸出入税が載せてある。しかも外國商人の入市に関する規定がある。ここからみれば、東洋商船が上海へ貿易をしに来ることは規定によつて禁じられていないようである。日本が中國と

通商をはじめたのは西洋より早いものであり、日本が上海に領事を設けようとするなら日本國君主の文書を証拠とすべきである。今回日本の官吏と商人が上海にきたのは、もっぱら貿易のためか、それともほかの目的があるかについて、直接会つて明らかにすべきである。そこで三月三日に英國領事に派遣された通訳官メイヤーズが日本國の山口錫次郎ら五人を道台役所へ連れてきた。きわめて恭しく礼をとった。彼等がいうには、『日本國大將軍に上奏したうえ、航海に慣れるために船に乗つて各地を遊歴している。商人に海草など數種類の品物を依頼され、上海に販売にきた。よつて税関手続きをとり、税金を納めたい。当月にからはず出発して帰国するもので、上陸して居住することはない。』本道台が即座に、『はやく品物を販売して、上海に長逗留してはいけない。迅速に帰国せよ』と命令したところ、彼等は承諾して帰つた。そして税務司トーマスへかれらの品物に番号をいれて税関手続きを取らせて、その船がおさめるべき物品税と船舶税を西洋通商税則にしたがつて一括で納入させたうえ、帰国させるようにと命令した。これを前任上司李<sup>(李鴻章)</sup>によつて総理衙門に報告したところ、彼等には品物の販売を催促し、迅速に帰国させ、前と同様無断で揚子江の各港に入ることと他の港における通商を望むことを禁じて、もつて制限を示されたいとのご指示を得た。今度日本よりの書簡はまた通商を要求している。本道台が伏して思うには、この事は前にも前例があり、総理衙門より許可の文章を得ている。然れどもたまたま一時の許可であり、永続的な定款はない。今度日本國からの書簡によれば、今後このような人々が赴くときは面倒をみてほしいと言い、そして査証用の印章を道役所に置かせ、両国の印章を明らかにして、往来のものを管理させようとしている。中国に来る人は通商を営むほか、学術を伝習するとも書いてあるが、これは日本人を中国に長く居住させようとしているようである。これまでのように品物が売り切れた

らすぐに帰国するのとは異なる。しかも中国に居住する人たちのなかに、犯罪をおこしたものが出たたらどのように処理すべきかについて書簡の中では明示されていない。泰西各国はすでに各港を占拠している。日本もかなり前からこれに倣おうと懇願している。今回堅く拒絶したら、日本はイスパニヤ、イタリアおよびデンマーク諸国のように、西洋各国の力を借りて中国と和約を締結せるに違いない。考えてみるとしる道役所より暫時日本商人が免状をもつて輸入するのを許可しながら、別途日本とこれを管轄する定款を設けることにしたほうが、中国朝廷の寛大の恩義を示すうえに、すぐに条約国をもう一つ増やすことを避けられる。閣下においてこれを調査し、あるいは総理衙門へ処理の措置を奏上していただきたい。規則によれば、来簡を全文書き写すべきであり、これをもつて上申とし、ご指示を示していただきたい、このほうが公務上都合が良い。』この上申が本署大臣の役所にきたので、これに対しても指示を与え、記録に残すべきである。そしてこの上申を書き写し貴総理衙門へ伺いを立て願わくは査照して施行せられよ。

#### 來簡の写

大日本長崎奉行河津伊豆守より謹んで書を致す

大清國江南道台閣下へ、壬戌年において前任高橋美作守が長崎にいる間に、特別に部下数人を遣わして貴役所へ謁見に行かせたことがある。そのとき直接通商のことについて話した。彼等が帰国したのち、貴國にいる間にずいぶんご愛顧を蒙り、懇切な保護を受けた、よつて諸事が順調に運ばれたと聞いている。あなた方の懇ろなご厚情を思えば言葉で言ひ尽くせないほど感謝している。この感謝をもつと早く申すべきであつたけれど、前任との交代もあり、國家に災難が多かつたゆえ、ご無沙汰致したことになつた。まことに恐縮の至りである。近頃わが國とヨーロッ

パ諸洲と往来を重ねており、わが国からの公使が命を奉じて海外に出かけたり、また紳士商人が外国の船舶に乗つて西洋に行くものが多い。行くものには「路照」を与え、そして「路照」用の印章を先に西洋各国へ送り、もつて旅客を検査させる。これでかれらは至るところで無事である。ただ、貴国はわが国の旅客が最初に通過するところであり、必ず通過するところである。そして昔から交際があり、これはほかの国と比べられないものである。しかし、前述のような手続きを行つていないために、近隣の貴国とは公然と往来できないでいる。しかし貴国に入国する者は大変多く、これははなはだ礼儀にそむくことである。現在さらに貴地へ赴き、学術を伝習したり、商業を經營したり、便宜をもつて居留したりすることを申し出でてきた者がいる。今後このような人びとがそちらについたときは便宜を図つていただきたい。しかし問題になるものがひそかに貴国に入る恐れもあるから、ここに査証用の印章を貴役所へ呈示し、もつて検査したり管轄したりできるうえ、もつて両国の印章を明らかにする。今回はわが国の駐在する英國官吏に依頼して書簡を一通送る。ご考慮を願いたい。ご許可をえたらすぐに別途人を遣わして詳細を述べたい。早い御返事を心待ちにしている。敬具

(一八六七)  
慶応三年丁卯十二月二十八日

印

通事吳益彰・鄭永寧共訛

(大臣) 指示 <sup>(批)</sup> 調べた結果、日本国官吏と商人は同治元年品物を携帶して上海に来て、もつぱら上海における貿易を求め、領事を設けて家を借りて居住し貿易の面倒をみさせようとしたことがあつた。のちに三年においてまた官吏と商人が品物を携帶して上海にきた。二回ともその通関と納税を許可したうえ、総理衙門へ報告した。総理衙門が三年四月十三日に、おさめられた税金を調査したり、品物の販売を催促したり、彼

等には迅速に帰国させ、前と同様無断で揚子江の各港に入ることと他の港における通商を望むことを禁じて、もつて制限を示されたいというご指示を出された。このように日本国商人が上海へ通商に來た場合、前任の吳、黃兩道台が許可してよいというばかりでなく、総理衙門も許可を与えていた。ただ領事を設けることについては、元年も三年も結論を出していなかつた。今回日本側が上海において通商を営むことを求めるのは許可できる。その求めている学術を伝習するというのは、どのような学術であるかを明らかにすべきである。日本側がいう査証用の印章を呈示し、もつて管理させるというのは、西洋各国に例がないもので、これは総理衙門へ指示を諮問し、その指示に従うべきである。もし印章が届けられたら、すぐにそれを受け取つてはいけない。しかしながらその貿易を止めない。すなわち指示に従い、前例を少し述べて、妥当に回答をすべきであり、いさざかの落ち度もあつてはならない。そして総理衙門に報告し、調査させる。あわせてこれを抄録し江蘇巡撫部院に登録する。

一月十六日発行

三月八日、上海通商大臣宛の文書を送る。同治七年二月三日に貴大臣より出された詰問にある江南海關道台の上申によれば、「正月二十四日英國領事より日本國長崎總督の書簡を送つてきた。その趣旨は通商を求めることがある。調べた結果、このことは前例があつた。然れどもたまたま一時の許可であり、長持ちする定款はない。今度日本國からの書簡によれば、今後このような人々が赴くときは面倒をみてほしい、そして査証用の印章を道役所に置かせ、両国の信用を明らかにして、往来のものを管理させようとしている。中國に来る人は通商を営むほか、学術を伝習するとも書いてあるが、これは日本人を中國に長く居住させようとしているようである。これまでのように品物が充り切れたらすぐに帰国

するのとは異なる。しかも中国に居住する人たちのなかに、犯罪をおこしたものが出たらどのように処理すべきかについて書簡の中では明示されていない。泰西各国はすでに各港を占拠している。日本もかなり前からこれに倣おうと懇願している。今回堅く拒絕したら、日本はイスパニヤ、イタリアおよびデンマーク諸国のように、西洋各国の力を借りて中國と和約を締結させるに違いない。考えてみるとしる道役所より暫時日本商人が免状をもつて輸入するのを許可しながら、別途日本とこれを管轄する定款を設けたほうが中国朝廷の寛大の恩義を示すうえに、すぐに条約国をもう一つ増やすのを避けられる。」この上申に対して指示を与えたうえ、これを書き写して総理衙門に送り、御査証を願いたいとする。本衙門が調べた結果、日本國の商船が上海へ貿易に来たことについて、元年も三年も前上海通商大臣の報告があり、本衙門も数回にわたって回答を与え、情況を考察し、相談して妥当に処理せよと指示し、これまで結論を出していなかった。今回日本が書簡を送つてきて、通商を求めてきたことに対し、当該道台は暫時日本商人が免状をもつて輸入するのを許可しながら、別途日本とこれを管轄する定款を設ける、という措置をとろうとしている。これに対し貴大臣が与えた指示は、日本商船は上海一ヶ所において貿易をおこない、無断で揚子江に入つたり、ほかの港を望んだりしないなら、前例があることだから、その輸入を止めることはないと、であつた。後日どのような定款を締結してこれを制限すべきかについては、数年来無約各國が上海における貿易に関して前例があるもので、これに倣うことはできる。たとえば遅延商船に対する納稅章程には倣うところはないであろうか。これについては相談して妥当に処理すべきである。本總理衙門が聞いたところによれば、中国商人が日本へ貿易に行くときの制限はさわめて厳しい。いつたいどのような制限であるか、中国はこれを倣うことができるかどうかについては、日本に

行つたことのある中国商人に状況を尋ね、もつて参考にしたほうがよい。貴大臣にはこのように処理、調査をすると同時に、本衙門へ報告をしていただきたい。

三月八日、上海通商大臣宛文書を送る。貴文書で報告された日本商船が上海へ貿易に来たことについては、本署はすでに回答をした。調べたところ、このことについて薛觀唐、李少荃が上海にいたころ、数回にわたってこれを諮詢した。本署はすべて状況を考察して、利害の有無により、妥当に処理せよと回答した。数年来結論がなく、日本商船が来たという報告も受けなかつた。現在日本から書簡がきて、通商を求め、しかかも前と同様に、上海一ヶ所に限つて貿易を行い、ほかの港へは敢えて行かないとしている。条約を結ぶことには触れていない。本署が調べたところでは、無約各國はすべて上海において貿易を行つており、日本商人が果たして前例に従つて、これまでの要求を実現しようとするなら、これを断るのはよくない。ただ後日長く居留しようとするなら、その弊害を防がねばならない。記録にある、〔一八六五〕同治四年に北洋が定めた遅延商船にに対する定款では、ひとしく船牌を根拠とする。まず輸出入貨物のリストに基づいて、品物の明細を明らかにしたうえ、すべてを船牌に記録する。そして税務司の検査印を押す。それからこれに税関手続きを取らせ、納稅を命令する。これらは外國商人輸出入税という項目に入れる。北洋ではこれを実行してから久しく、まだ弊害がない。この規定については應道台と相談して、考慮して一部これに倣うよう命令してよい。ただ遅延は中國の属国であり、日本の事情とは少々異なる。しかし遅延、安南などの國の商船は各國と条約を結ぶ前から中國と通商しており、納稅もしていた。日本と属国はもとより分けるべきである。しかし、東洋と西洋は一律にすべきである。いわんやイタリア、ベルギー、ポルトガル諸国

は条約を交換する前と、現在条約を結んでいない厄、ブルグ<sup>(ハングルグ)</sup>、オルデンブルク、大ハノーバー各國ははやくから上海で貿易しており、上海道署で前例を処理したことはかならずある。これを参考して採択できる。さらに中國商人が日本國で貿易するものは二百年の間に絶えなかつた。これを制限する定款も必ず定められてゐる。これを詳細に調べるよう上海道台に命令してよい。将来上海において章程を締結するとき、抜荷、脱税や犯罪はもとより、今回の文書にある學術を伝習する云々の真意はどこにあるか、上海道台は全面的に考慮すべきで、すこしも粗忽にしてはいけない。表で懷柔を示しながら、裏でその不当な望みをもつことを絶つのがもつとも重要である。また調べたところでは、同治元年十月、本署は両広総督の報告を受けた。これによれば、フランス領事李は自分があらたに日本駐在総領事を任命されて、近いうちに日本に赴くとある。調べたところでは、日本は最初オランダとともに親しく付き合つていた。英仏に迫られて條約を締結し、それで利權を西洋にことごとく占められた。前上海道台吳煦より覲唐、少荃<sup>(蔣惠、李秉達)</sup>への報告では、「日本國の頭目はかつて吳に秘密に、「品物の利益が西洋商人に利益を取られるより、むしろ自分で販売を取り扱い、各國へ貿易に行つたほうがすこし利益が得られるかもしれない」と述べた。今回日本が入閑について打診してきたのは、日本の民と商人が損失を蒙つてゐるから、中國で通商をしてもつてこれへの一助としたいと考えてゐるに違ひない」と報告した。應道台が地方官として責任を果たすべきであるが、記録を詳しく調べていないから、制限できないばかりか、ことを妨げる恐れもある。閣下には秘密裡に當該道台へ、定款をどのように定めるべきかについて詳細に、妥当に企画したうえ、貴處へ報告してもらい、貴處で査定したの

ちに日本側へ回答するよう命令していただきたい。本署はこれに基づいて洋務を処理し、怠りなく執行する。以下のところは遠い将来のことを考へるべきで、この意を了解する方は必ず了察できるであろう。

四月十三日、上海通商大臣曾国藩の文書によれば、江南海關道台應宝時によつて報告された日本國官員が通商を営むことについて許可を求める件に関して、本署大臣が前例を調査して、妥当な回答をするうえ、貴總理衙門へ報告するよう命令した。當該海關道台の報告によれば、「三月十四日に返信を作成し、これを英國領事に送り、便宜な船に托して日本に送るよう依頼した。」その返事を書き写してあるから、貴總理衙門へ報告する。願わくは査照して施行せられよ。

## 應道台から日本国官員への返事の写

暖かい風がお便りを惠んでいた。拝見したところ、貴國の人が現在中國へ赴き、學術を伝習したり、商業を經營したり、便宜をもつて居留したりすることを申請してきたものがいる。今後このような人びとがついたときは便宜を図つていただきたい。査証の印章を道役所へ呈示し、もつて検査したり管轄したりする、とある。慎重にことを行うのはご本心であり、よい言葉であった。通商を営む人について調べたところ、

前に甲子二月に貴国官員山口錫次郎ら五人が上海にきて、「日本國大將軍に上奏したうえ、航海に慣れるために船に乗つて各地を遊歴している。商人に海草など数種類の品物を依頼され、上海に販売にきた。税関手続きをとらせて輸入税を払わせていただきたい。日にちを決めてかららず帰國するもので、上陸して居住することはない。」と言つた。そして税金を納め、品物が売れたあと帰国し、居留することはなかつた。今回の文書簡でいわれた学術を伝習することについて、どのような学術を伝習するのかは不明である。中国人について習うのかそれとも中国人へ伝えるのかについて教えていただきたい。これをもつて上司に報告してからまたお返事をいたす。今回のこととは中国の外交にかかるもので、本道台の職務は海關を監督するだけで、いささかも独断で決定をしてはいけない。貴国人が中国に來た場合、本当にこの国の禁止事項を守り、風俗に従い、中国の法律を遵守し、我国の民と争いをしないものなら、わが国の邊境の官吏と民は朝廷の懷柔の誠意を承知しているゆえ、誠意をもつて、信用をもつて貴国人と付き合い、皆様がご自宅に帰つた感じを与えるであろう。これはあらかじめ言つことではなかろう。お返事を心待ちにする。

四月十五日、上海通商大臣曾國藩の文書によれば、前に三月十五日蘇字百四十号文書を受け取り、三月二十日に江字三十号と公文書一通を受け取り、全て拝見した。日本国が通商を営むことについて許可を求める書簡に与える返事を應宝時道台が草案を作成し、これを自分のところへ添削してもらいに送ってきた。三月二十六日に返信の原稿を書き写したものを貴署へ届けるであろう。このことについて、返信を出したけれども、先方の真意がまだ不明である。このような時は即座に制限の方法を

議論するのは困難である。今回のご指示は緻密であり、これを書き写してすでに應道台に送つた。状況を調査して、詳細に企画したうえ、相談して対策を決めた後にまた報告する。

閏四月十四日、上海通商大臣曾國藩の文書によれば、江南海關道台應寶時は次の報告をしてきた。「上司および總理衙門の回答および文書一通では、『日本が通商を営むよう求めてきた。聞いたところによれば、中國商人が日本へ貿易に行くときの制限はきわめて厳しい。いつたいどのような制限であるのか、中国はこれに倣うことができるかどうかについては、日本に行つたことのある中國商人に状況を尋ね、もつて参考にしたほうがよい』とある。上司がご指示を書き写して本道台に示し、本道台はこれにしたがつて調査を行つた。査定を受けた返信を三月十四日に英國領事に送り転送してもらうこととした。これに対して届いた日にちを知らせるべきである。しかし、その後いまだに日本國官員からの書簡は送られてこない。状況を調査せよとのご指示にしたがい、調べたものを清書して呈示し、ご覧いただく。無約各國が上海における貿易章程については、外國船によつて運搬されたものはこれまで英仏各國と異なるところはない。暹羅商船に対する納稅章程も各國と同様である。将来日本を厳しく制限しようとするなら、無論日本國が中國商人を取り扱う方法に従うのがもつとも厳密である。しかし、日本國の人が西洋各國の様子をみれば、西洋に倣うと求める恐れがある。日本が章程を締結するよう求めるときには、まず中国人が日本國へ貿易にいつたときの規定を倣うよう通告するのは妥当であるかどうかご決定いただきたい。また聞いたところによれば、最近日本國で「薩摩」と將軍が戰鬪をはじめおり、「薩摩」は兵をもつて長崎を管轄する官員を追い出して、海關を壊し、西洋商船の往来を絶とうとしている。調べたところでは、日本は九

洲七十二島を管轄しており、なかでは「薩摩」がもつとも強く、戦争も多い。近日西洋人と横浜、長門などで対峙しているのはどのような結果を迎えるかわからない」とある。以上が本署大臣のところに報告されたから、これに対して指示を出すべきで、そのうえ書き写して貴總理衙門へ報告するゆえ、願わくは査照して施行せられよ。

#### 付録写

(商人に)聞いた、日本国における貿易に関して彼の国が制定した中國人に対する定款と制限

#### 内訳

##### 第一条

一、中国は今まで向こうに会館を一ヶ所設けてあり、家屋が建ててある。貨物船が到着した場合、船に数人残す以外、みな会館に入り居住する。会館の奥の門外に、町役人の番所一ヶ所があり、これは日本国の町役人が泊まるためのものである。その町役人は役人とはいうものの、実は中国の地方において役人の代わりを務める係りや、小役人に類似する。会館の表門の外には、日本側は官員と衛兵を派遣して、順番に看守を勤めさせる。その衛兵は中国の兵隊のごときに過ぎない。上記町役人および看守の人々の給料はすべて日本国側の負担であり、中国会館とかかわりはない。

##### 第二条

一、中国の会館に居住する人は自由に出入りしてはいけない。外出したい場合は鎮台に報告して許可の書類を取る必要がある。鎮台がどのようないい官員であるかはわからない。許可の書類を与えてはじめて衛兵とともに門を出られる。戸口では持ち物を検査する人がいて、ひそかに金のかけらのような禁制品を持ち出すのを防ぐ。会館を出た人は毎晩会館に帰らねばならず、外泊してはいけない。

#### 第三条

一、貨物船の出入りには免状を検査して通過を許す必要がある。免状は船主が申し出て、鎮台より与えられる。船が免状をもらい、客人と貨物を載せて港についてから、委員がまず船にきて、免状を検査してはじめて出入りができる。

#### 第四条

一、貨物を置くためには別途置き場があり、貨物倉庫という。荷物の受け取りも搬出も委員がその場にいて世話ををする。毎日まとめて倉庫を閉鎖し、自分ではそれを開いたり取り出したりはできない。

#### 第五条

一、中国船舶が港に到着したとき、船主からどの船であるかを報告する。それから委員が書記役をつれて船に至り、免状を検査する。即座に船にいる全員の名簿と貨物明細を呈示する。海上において海賊を防ぐための銃砲、火薬、器械などをすべて逐一数えて引き渡し、明細を作成して先方で閉鎖して保存させ、帰帆の日に返還される。船にいる人は全員銅の板を踏まねばならない。その銅板は長さが約一尺、幅は約七寸、そこにキリストの像を浮き彫りしてある。これは天主教を防ぐためのものである。日本人は天主教を深く憎んでいるから、西洋人とは仲が悪い。

#### 第六条

一、船舶が帰国するさい、船主が鎮台の役所へ行き、別れをつけ、会館とは精算が間違いないことを声明する。そして新しい免状を換えこれを受け取り、当日に出発して、港にとどまることはできない。

#### 第七条

一、町役人はもっぱら会館を出入りする人を管理し、そこの店に中国人に品物、たとえば日用品、野菜などを販売するよう命令する。品物は

大小にかかわらず詳しく述べて簿冊を作成してあり、争いごとが起きたときはこれに基づく。

#### 第八条

一、船舶の往来は冬季と夏季の二組に分かれている。大体夏は五分の二で冬は五分の三である。十二支で番号をつけ、子一番、子二番などの形になる。十番を超えたたら番外船を作る。最近は十番に満たない。春季と秋季は風向きが合わないので、往来はなく、番号もない。

#### 第九条

一、中国と日本の通商は二百年あまり続いたけれど、税金を納める税関がなかった。西洋と通商し始めてから日本が税關を設け始めた。品物は大体税金を払う必要があるものの、下等品と上等品に分けられている。薬種、砂糖、雜色は下等品として、百両ごとに五両の税金を納める。緞子、毛織物、巾などは上等品として百両ごとに二十両の税金を納める。貨物の価値は貨物検査人によって見積もられるうえ、税金を納めさせたあと、商人と自由に交易でき、会館とかかわりはない。

#### 第十条

一、中国人は先方に寺院を四ヶ所建立してある。名はそれぞれ興福、崇福、福濟、悟真である。寺の裏に山地が一区画あり、これは中国人が向こうで病死したものを埋蔵するためのものである。中国人が向こうで病死したものがいれば、書面にて報告すべきとされる。そして委員が検査し、埋蔵を監督する。その死者が水夫、下人であるものは寺の裏にある山地に埋蔵する。これが正あるいは副船主の場合も、とりあえずそこで一時安置し、帰帆するときに先に船に乗せて、自國へ持ち帰ることを許される。

以上十条は、聞き及んだものを整理して記録したものである。引き続き調べたものがあつたら隨時に呈示させていただく。

#### 本大臣指示<sup>(批)</sup>

調査したものをみたところ、これまで日本国が中國商人を取り扱うのは厳しかったというべきである。しかし、現在と昔の状況が不明な点がある。詳しくは次のとおりである。

一、「日本と中國人の通商は二百年あまり続いたけれど、税金を納める税關がなかった。それゆえ、会館に居留する中國商人に対する検査は厳しいけれど、品物の売買に関してはすべて税金を納めない。西洋と通商し始めてから日本は税關を設け、大体納税するようになり、商人と自由に交易でき、会館とかかわりはない」とある。いつたい納税して自由に商人と交易する貨物について日本国はどのように査証を与えて根拠とするか。これは西洋商人と同様であるかどうか。これらの人や船が港を出入りしたり、貨物をおろしたり積み上げたりするのに關して、日本国官員が税金を徴収して査証を与えた後はさらに検査や制限をしなくなるものか、現在日本において取引をする人は全部新規の条例にしたがつて見るのはどうか、会館の古い規定は最近変更があったかどうか。

一、中国人が向こうで寺院を四ヶ所建立し、これは先に日本国で政府に申し出たかどうか。その建立した場所は日本国の郊外の広い場所にあるか、それとも城の近くにあるか。その用地は買ったものであるかそれとも賃貸したものであるか。寺院を守る人や、管理人は中国人であるか。彼らの出入りは自由であるか。中国から渡った僧侶や道士はあるか。

一、甲子などの年に日本国商人が海草などを携帶して上海にきたとき、中国が徴収した税金は日本国が定めた下等品と上等品の分類と同様であるか。将来日本が章程を議定するよう求めるとき、こちらは中国人が日本国における貿易の規定に倣う、あるいは寛大を示して、少々規

定をゆるくするよう以致す。

以上の三ヶ条について再び丁寧にたずねて明らかにしてはじめて、内容に準じて考慮できる。当該道台に迅速に調査して回答するよう命令して、まずもつて総理衙門へ報告する。

五月九日、上海通商大臣曾国藩よりの文書によれば、江南海關道台應寶時は次の報告をしてきた。上司の指示にしたがい、本道台は再度中國人が日本における貿易章程について調査した。ご指示によれば、調べた各条からみれば、これまで日本國が中國商人を取り扱うのは厳しかったというべきである。しかし、現在と昔の状況が不明な点があり、詳しくは次のとおりである。これによつて本道台はご指示の各条について逐一詳しく述べた。箇条にして次のとおりである。

一、ご指摘は次のとおりである。「日本と中國人の通商は二百年あまり続いたけれど、税金を納める税関がなかつた。それゆえ、会館に居留する中國商人に対する検査は厳しいけれど、品物の売買に関してはすべて税金を納めない。西洋と通商し始めてから日本は税関を設け、大体納税するようになり、商人と自由に交易でき、会館とかかわりはない」とある。いつたい納税して自由に商人と交易する貨物について日本国はどうのようになつて査証を与えるか。これは西洋商人と同様であるかどうか。これらの人や船が港を出入りしたり、貨物をおろしたり積み上げたりするのに關して、日本國官員が税金を徴収して査証を与えた後はさらに検査や制限をしなくなるのか。現在日本において取引をする人は全部新規の条例にしたがつてゐるかどうか。会館の古い規定は最近変更があつたかどうか。」

この点について調査した。現在中國人が日本へ貿易に行くものは、廣東幫にしろ、湖州、寧波等の幫にしろ、すべて西洋の商社に入り、

貨物船が港について、荷物を下ろすとき、税關に報告し官員を来させて価格を見積もり、数量を検査したうえ、規定に基づいて納税してはじめて東洋商人と取引できる。一切の章程と制限はことごとく西洋人のスタイルと同様で、以前の会館の規定に従うことはもうない。納稅規則については、制定した最初のころ上等品は百両につき二十両、下等品は百両につき五両納稅していたけれど、その後規定を改定して、貨物を分類せずに輸出入とも品物の価格を見積もり百両につき五両の税金を徴収するようにした。納稅したあと、貨物と商人を論せず出入りは自由にできる。更なる許可は必要としないし、これ以上の制限と検査もない。

一、ご指摘は次のとおりである。「中國人が向こうで寺院を四ヶ所建立し、これは先に日本國で政府に申し出たかどうか。その建立した場所は日本國の郊外の広い場所にあるか。それとも城の近くにあるか。その用地は買ったものであるかそれとも賃貸したものであるか。寺院を守る人や、管理人は中國人であるか。彼らの出入りは自由であるか。中國から渡つた僧侶や道士はいるか。」

この点を調べた。長崎島は日本國海岸の重鎮であり、周囲は高い山に囲まれてゐる。そこに街道が七七本ある。城垣はない。ここに長崎島の全図を購入してあり、ご覧いただく。中國人が建立した寺院は崇福、福濟、興福の三ヶ所だけで、悟真寺は日本國の寺であり、前回は誤つて書いた。崇福など三ヶ所の寺院は全部町で土地を購入して建立し、仏像を祭り、合わせて死者の位牌を安置し祭つてゐる。その裏にある山地はすべて中國人が墳墓用に購入してある。以前土地を購入したときに役所に報告したかどうかについて現在調べようがない。本道台が憶測するには、當時中國人を管理するのはそれほど厳しかつたら、ひそかに土地を購入できず、必ず役所に報告したものであろう。

各寺を守る人、管理人および住職、僧侶はすべて日本人であり、中国人が駐在するものはない。ただ各寺の裏にある墳墓を僧侶に命じて見守らせる。

「ご指摘は次のとおりである。「甲子などの年に日本国商人が海草などを携帶して上海にきたとき、中国が徴収した税金は日本国が定めた下等品と上等品の分類と同様であるか。」

この点を調べた。同治三年日本国商船が貨物を載せて輸入した。当該船舶が納付すべき物品税と船舶税は西洋税則に基づいて徴収した。将来納税規定をどのように議定すべきについては臨時に上申させていただく。

ご命令に基づいて調べたものを報告し、回答と致す。以上のように本署大臣のところに報告されたから、これに対して、「上申、地図は受け取った。将来日本国と管理規定を規定するさいは、調査された今昔の状況と総理衙門が指示された遅延商船に対する納税章程に基づき妥当に企画する。最終決定を待たれよ。今回送られてきた長崎図は総理衙門へ報告のため提出済みであり、もう一部用意されたい。よろしく願う」と指示した。これも貴総理衙門に報告すべきもので、願わくは査照して施行せられよ。

十月九日、上海通商大臣曾国藩の文書によれば、蘇松太道應寶時は次の報告をしてきた。日本国官員からの返事を受け取り、これを書き写して指示を乞うとのことである。本署大臣はこれに対して指示を与えた。これも貴総理衙門に報告すべきもので、願わくは査照して施行せられよ。

上申原本の写  
蘇松太道の上申

謹んで上申する。

本道台は前日日本国官員からきた通商を求める書簡を受け取り、書簡全文を書き写して呈示いたします。閣下にはこれに対する返事の草案を作成していただき、本道台はこれを写して送るようにいたしました。八月二十五日に英國領事より再び日本国官員の書簡を送られてきました。

本道台は書簡全文を調べたところ、前回こちらが出した返事で聞いた、伝習するはどのようない学術であるのか、中国人について習うのかそれとも中国人に教えるのかについては、いまだ明らかになつていません。その言葉の意味を推測すれば、中國へ来て何かを学習することを指すであろう。なぜなら日本国は近年来泰西各国および上海の新聞社へ人を派遣して言語、文字を習っているからである。日本国の印章を検査する件については、前回受け取るのはよろしくないという返事を出したから、今回の書簡では上司に伝えるよう申し出ている。規則により、書簡を全文書き写してご指示をいただく。ご指示が来たあと、本道台は返事の草案を作成し、御精査を請う。

一回目にきた書簡の封筒に、大日本國長崎鎮西府の肩書きが書いてある。書簡に名刺が挟まれてあり、清源宣嘉(澤宣嘉)の四文字が書いてある。東洋へ貿易に行つたことがある人に聞いたたら、これは日本国の大日本國長崎に駐在する最上位の役人であり、みなから鎮台と呼ばれている。これも合わせて報告する。

呈示するのは清書したもの一まとめである。

九月一日に到着した日本国官員の書簡

前に本邦長崎の旧總督が閣下に書簡を差し上げて、本邦人が貴國へ学術を伝習することと印章を検査していただきことを申し出た。御返事を

いただきまことにうれしい。伝習するのはどのような学術であるかについてお聞きになった。いわゆる学術はわが国に有益なものはいかなるものでも習わせたい。印章を検査する一件については、閣下は慎重であり、独断で決定できないとしている。しかし御上司にこの申し出を伝えるよう願いたい。いわれた先方の禁止事項を守り、御國の法律を遵守するのは我方であらかじめ厳格に防ぐもので、ご教導を煩わすことはないであろう。また本邦は国政を長く將軍に任せたから、貴國へ行くものは將軍に申し出なければならない。現在は皇帝が政治を一新し、御みずから万機に臨んでいる。本官は勅命を受けて長崎をおさめに来て、皇室の御意をいただき、善隣友好を樹立しようと欲している。おつしやつた誠意を尽くすことはもとよりこちらの願いでもある。はるかな波濤のこなたより謹んでお返事をいたす。

(大臣) 指示

上申を拝見した。日本国官員はかの國に有益なものはいかなるものでも習わせたいといつてはいる。まことに道台の推測したように、中国に来て勉強することのようで、これは許して良いらしい。これから返事を書くときは、来る人は中国のものを勉強しようとするなら、こちらは絶対惜しまない。しかし中国人に習わせようとするなら検査が必要であると声明すべきである。印章を検査する件については、日本側は上司に伝えよう申し出ている。印章を受け取らないなら、總理衙門が前回指示したように、遼寧商船に対する納税章程に倣い、船牌を輸入するとき税関手続きと納税の根拠とするのはいかがであろう。「考慮のうえ返事を起草して示してほしい。

九月九日発